令和4年決算特別委員会(経済部審査) 開催状況(経済部地域経済局中小企業課)

開催年月日 令和4年11月10日 質 問 者 日本共産党 菊地 葉子 委員 答 弁 者 地域経済局長、中小企業課長、 金融担当課長

質問要旨 答弃 要旨

一 中小企業支援等について

(一) 中小企業支援について

(菊池委員)

新型コロナの影響で北海道の中小・小規模事業者においては業績への落ち込みに実質無利子無担保のゼロゼロ融資をはじめとした支援が行われてきましたが、その返済が迫っています。コロナの影響による業績の落ち込みが回復したとはいえず、融資の返済がさらなる負担になる懸念があります。中小・小規模事業への支援は北海道の経済の活性化にとって重要な施策であることから、以下中小企業支援について何点か伺います。

1 「新型コロナウイルス感染症対応資金」について (菊池委員)

まず、道の「新型コロナウイルス感染症対応資金」の融資実績61,754件の据置期間はどのようになっているのか伺います。

2 中小企業の資金繰りへの援助について

(菊池委員)

据え置き期間一年以内の事業者が49.4%ということで、すでに返済が始まっているわけですが、融資利用企業アンケートで資金繰りの見通しについては、34.9%の企業がやや厳しい、非常に厳しいと答えています。道は中小企業の資金繰りにどのように支援してこられたのか伺います。

(金融担当課長)

新型コロナウイルス感染症対応資金についてでございますが、この融資制度は、据置期間を最長で5年まで設定できまして、その設定状況は、据置なしを含む1年以内の企業が49.4パーセント、1年を超えて2年以内の企業が11.9パーセント、2年を超えて3年以内の企業が32.5パーセント、3年を超えて4年以内の企業が0.6パーセント、4年を超えて5年以内の企業が5.6パーセントの割合となっているところでございます。

(金融担当課長)

中小企業への資金繰り支援についてでございますが、感染症の影響の長期化や燃油・原材料価格の高騰などにより、道内中小企業を取り巻く経営環境は厳しい状況にあり、今後コロナ関連融資の返済が本格化し、事業者の資金繰りの悪化が懸念されるところでございます。

このため道ではこれまで、国や関係機関と連携しながら、事業者の経営状況や資金動向をきめ細かく把握するとともに、金融機関に対し、融資先へのモニタリングの強化や積極的な融資、返済条件変更への柔軟な対応について繰り返し要請しましたほか、昨年度、財務や経営状況の改善を図る融資を創設し、利用を促進するなど、厳しい経営環境におかれている中小・小規模企業の皆様の資金繰りを支援してきたところでございます。

質 問 要 旨

2-再 中小企業の資金繰りへの援助について (英沙禾昌)

一昨年10月に、「「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則」が定められ、同年12月から適用が開始されましたが、道が把握している中で、この特則を活用した道内の中小企業に対する債権放棄を行った実績があるのか、伺います。

(菊池委員)

破産手続き以外の道がある。このことだけでも中小企業に希望が当たることで、多くの人に知って頂くことが必要で、広く周知すべきだという風に考えています。

3 過剰債務の軽減・免除について

(菊池委員)

次に今後の取組ですが、民間信用調査会社・東京商工リサーチの「過剰債務に関するアンケート調査」によると全国において債務が「コロナ後に過剰となった」と回答した中小企業が21%、「コロナ前から過剰である」の12%を加えると33%が過剰債務と回答しています。融資の返済が重い課題となっていますが、資金繰りへの支援制度の継続・拡充とともに過剰債務の軽減・免除の仕組みが必要と考えますがどのように取り組むのか伺います。

(菊池委員)

引き続き、きめ細かな対応をお願いいたします。

(金融担当課長)

債権放棄の実績についてでございますが、ご指摘のガイドラインの特則が適用された令和2年12月から現在まで、道の「中小企業者等に対する融資に係る損失補償金の返納の免除に関する条例」に基づき、信用保証協会に対して、特則を活用して個人の事業者に対する求償権の放棄等を承認した事例はございません。

このほか、道が関与せず、特則を活用して債権の放棄を行った実績につきましては、私的整理が一般的に 匿名性を確保した中で行われるものでございますこと から、把握ができないところでございます。

(地域経済局長)

借入金の返済対策についてでございますが、国では、本年3月、増大した借入金の返済に苦慮する中小企業の収益力改善、事業再生、再チャレンジを促す総合的な支援策である「中小企業活性化パッケージ」を策定し、あわせて、事業継続が困難な事業者の事業再生や再チャレンジに向けた私的整理手続である「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」を公表いたしました。

道では、こうした国の施策について、関係機関と連携して制度の周知に努めているところであり、今後とも国の資金繰り支援策の活用や道の制度融資の利用促進をはじめ、金融機関に、返済条件変更への柔軟な対応などについて繰り返し要請していくほか、新たなガイドラインなどに基づく事業者の事業再生及び再チャレンジに向けた取組が円滑に進められるよう、道の損失補償金の返納の免除に関する条例の改正を検討するなど、中小・小規模事業者の現状に応じたきめ細かな支援を行ってまいります。

質 問 要 旨 答 弁

(二) インボイスについて

1 広報活動について

(菊池委員)

次に、インボイスについてお伺いします。

コロナ禍の事業不振に加え物価高による原材料仕入れ値の上昇が経営課題となっている中で、来年10月から導入予定のインボイス制度に大きな懸念が広がっています。

インボイス制度導入はとりわけ中小・小規模事業者、また北海道の経済に与える影響が大きいのではないかとその問題について指摘してきたところですが、道は制度に対する企業の理解を深めるための広報啓発活動に努めるとしていました。これまでの活動実績と、活動をどのように評価されているのか伺います。

2 消費税インボイス無登録業者への不適切な対応に ついて

(菊池委員)

消費税インボイス無登録業者を公共入札から排除するなど不適切な対応に総務省が「適格請求書発行事業者でないものを競争入札に参加させないこととするような資格を定めること」は適当ではないとする考え方を各自治体に示しました。消費税の免税事業者を公契約から排除するような動きは北海道の小規模企業振興にも反すると考えますがいかがか伺います。

3 消費税インボイス無登録業者への適切な対応について

(菊池委員)

北海道の小規模企業振興の立場からも庁舎内での情報共有、またインボイス説明会でこのような事例も説明事項に加えるべきではありませんか。伺います。

(中小企業課長)

インボイス制度の周知の取組についてでありますが、道では、ホームページやメールマガジンなどを活用し、国が開催するセミナーや相談窓口、制度内容を解説するパンフレットなどの情報発信を行うとともに、札幌国税局、北海道経済産業局、公正取引委員会北海道事務所と共同で会場とオンラインのハイブリッドでの説明会を開催したところでございます。

要

旨

本説明会には、298名が参加するなど、制度の周知に一定程度寄与したものと考えておりますが、道としては、制度の内容や経営への影響について、事業者の皆様の理解をさらに促進する必要があるものと考えており、今後とも、国と連携して、説明会の開催などを通じた制度の周知・徹底に取り組んでまいります。

(中小企業課長)

インボイス制度に関する入札参加資格についてでありますが、道としては、適格請求書発行事業者としての登録を行わないこととした小規模事業者を競争入札に参加させないことは、当該事業者の取引機会の減少につながり、望ましくないものと考えているところでございます。

(中小企業課長)

適格請求書発行事業者でない者への対応に関する説明についてでありますが、制度に関する庁内各部への情報共有については、総務部において実施しており、また、中小・小規模事業者に対する説明会においては、仕入れ側の事業者が仕入れ先である免税事業者に対し、課税事業者にならなければ、取引価格を引き下げるとか、それにも応じなければ取引を打ち切ることにするなどと一方的に通告することは独占禁止法上問題となるおそれがあることなどを含め、免税事業者やその取引先にご理解いただきたい内容について、国とも連携して周知に取り組んでいるところでございます。

質 問 要 旨 答 弁 要 旨

4 インボイス制度の導入への対応について

(菊池委員)

インボイス制度は大きな組織を持たないフリーランスや小規模事業者にとっては事業継続への大きな足かせになります。インボイス制度の延期や中止を求める意見書も各地の議会で採択が相次いでいます。インボイス制度が北海道経済に及ぼす影響をどのようにとらえ、北海道の小規模企業振興のためにどのように対応するのか伺います。

【指摘】

(菊池委員)

先ほどの、説明会の出席が298名というのは、私は少ないと感じました。周知・徹底、これを進めて行くことはもとよりですね、今、コロナや物価高、原材料の高騰など中小企業の経営を直撃する経営状況の中で、延期や中止を求めていく必要もあるということを、答弁は求めませんけれど、指摘をしておきます。

(地域経済局長)

インボイス制度導入への対応についてでございますが、この制度は、免税事業者においては、課税事業者に転換するかどうかを選択することができるものでございますが、転換した場合は、消費税の申告・納税等や、適格請求書の発行など新たな事務負担が生じ、転換しない場合には、免税事業者から仕入れをした買い手は税額控除ができないため、仕入れを回避される可能性があるなど、中小・小規模企業の経営に大きな影響があるものと認識してございます。

道といたしましては、この制度について事業者の皆様の理解が不可欠でありますことから、国との連携による説明会の開催に加え、国が開催するセミナー参加や相談窓口の活用を促すなど、制度の周知・徹底を図るほか、地域の現状や関係団体からの要望も踏まえ、懸念される影響の軽減策を、国に対し引き続き要望するなど、事業者の皆様の負担軽減に努めてまいります。